

登園許可証明書

光の子幼稚園

氏名

下記の疾患で療養中のところ、現在軽快し、登園してよいことを証明します。

令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日から 療養開始

令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日から 登園可

該当疾患 に。	疾患名	登園停止期間の基準※以下の基準に基づき、主治医が判断する。
	インフルエンザ A・B	発熱後5日および解熱後3日を経過するまで。
	百日咳	特有な咳が消失するまで。又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺炎、顎下腺又は舌下腺の腫脹が始まった後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
	風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで。
	水痘（水ぼうそう）帯状疱疹	全ての発疹が痂皮化するまで。
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	医師によって感染のおそれがないと認められるまで。
	感染性胃腸炎(ロタ、ノロ、その他)	嘔吐、下痢症状が軽快し、全身状態が回復するまで。
	腸管出血性大腸菌感染症	医師によって伝染のおそれがないと認められるまで。
	流行性角結膜炎（はやり目）	医師によって伝染のおそれがないと認められるまで。
	急性出血性結膜炎	医師によって伝染のおそれがないと認められるまで。
	ウイルス性肝炎（A型）	肝機能が正常になるまで。
	A群溶連菌感染症	抗生剤内服開始後24時間以上経過し、発熱、発疹等の諸症状が回復するまで。
	咽頭結膜熱（プール熱） アデノウイルス	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
	マイコプラズマ感染症	解熱し、激しい咳が治るまで。
	伝染性紅斑（りんご病）	発疹期には感染力がないため、全身状態のよい者は登園可能。
	ヘルパンギーナ	全身状態の安定した者は登園可能。
	RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良くなるまで。
	突発性発疹	解熱し機嫌が良く全身状態が良くなるまで。
	手足口病	全身状態の安定した者は登園可能
	伝染性膿痂疹（とびひ）	患部を覆えれば登園可能。覆えない場合は痂皮が脱落するまで。
	その他の伝染病（	）
	その他の疾患（	）

※生活での注意事項

記入日：令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

医療機関

医師名

印